

岐阜県公報

号外 平成二十七年四月一日

議会訓令甲

目 次
議会訓令甲

岐阜県議会事務局職員定数規程の一部を改正する訓令
岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(議会総務課)
(同)

一一一
ページ

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会事務局

岐阜県議会事務局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のようして定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県議会議長 洞 口 博

岐阜県議会事務局職員定数規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会事務局職員定数規程（昭和三十四年岐阜県議会訓令甲第一号）の一部を次のようして改正する。

「二六人」を「二五人」に、「二九人」を「一八人」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会事務局

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のようして定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県議会議長 洞 口 博

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

平成二十七年四月一日

岐阜県議会事務局処務規程（昭和三十七年岐阜県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

附
則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者

岐阜市藪田南一丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりんどぴあ十三 一 岐阜文芸社